

令和7年度国民健康保険税特別徴収通知について

令和6年中の所得金額および令和7年度保険税算定基準を基に、
令和7年度の国民健康保険税額が決定されました。

同封の通知書の**2枚目**をご確認ください。

国民健康保険に加入している方のお名前と加入している月です。

被保険者別課税月一覧	被保険者氏名	4月5月6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月												4月5月6月		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	戸田 太郎	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	戸田 花子	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			

このお知らせの金額は例です。
ご自身の課税額は、
通知書をご確認ください。

ご納付いただく
1年間分の国民健康
保険税の金額です。

※*印が示されている月が課税対象となります。

減額対象となります。

総合計税額 186,800 円

期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
1期	0	33800	0	33800
2期	0	30000	0	30000
3期	0	30000	0	30000
4期	0		0	0
5期	0		0	0
6期	0		0	0
7期	0		0	0
8期	0		0	0

月別	変更前	変更後
4月		0
6月		0
8月		0
10月		31000
12月		31000
2月		31000

特別徴収（年金天引き）
でご納付いただく金額です。

普通徴収（納付書または口座払い）でご納付いただく金額です。
こちらに金額が入っている方は、別途お送りしております通知書をご確認ください。
（令和7年度国民健康保険税納税通知書兼変更通知書）

◆特別徴収（年金天引き）になる要件（以下のすべてを満たす場合）

1. 世帯主が国保加入者である
2. 世帯内の国保加入者が全て65歳～74歳の世帯の世帯主である
3. 上記世帯主が、年額18万円以上の年金を受給している方である
4. 世帯の国保税と世帯主の介護保険料の合算額が、年金受給額（※）の1／2以下である

※年金受給額・・・老齢基礎年金等いずれか1つの年金額

◆世帯の国保加入者等に異動があった場合は、年金天引きが中止となる可能性があります。
中止となるときは特別徴収中止通知をお送りいたします。

年金天引きについて、
より詳しい内容は**裏面**をご確認ください。

【4・6・8月の年金天引き額】と 【10・12・2月の年金天引き額】について

例

月 別	変 更 前	変 更 後
4 月	29000	29000
6 月	29000	29000
8 月	29000	29000
10 月		35400
12 月		34900
2 月		34900

通知書2枚目上段右側をご覧ください。

◆令和7年4・6・8月の年金天引きは、仮徴収です。令和7年2月に年金天引きした額（または令和6年度国民健康保険税の年税額の1/6）と同額がそれぞれ天引きとなります。

◆令和7年10・12月、令和8年2月の年金天引き額は、令和6年中の加入者の皆様の所得により算定した令和7年度国民健康保険税の総合計税額から、仮徴収分を差し引いた残りを振り分けた額です。

4・6・8月の年金天引き額（変更前と変更後）の差額について

誤

正

□

例

月 別	前	変 更 後
4 月	22000	22000
6 月	22000	21500
8 月	22000	
10 月		
12 月		
2 月		

通知書2枚目上段右側をご覧ください。

決定した令和7年度年間保険税額より4・6・8月に年金天引きとなる額の方が高かったため、令和7年10月以降の年金天引きは中止となります。しかし、8月の年金天引き額の変更には間に合わないため、一度変更前の額で天引きとなります。

多く天引きとなった分（変更前と変更後の差額）については、後日収納推進課より「過誤納金還付／充当通知書」を送付いたしますのでご確認ください。

誤

正

□

例

月 別	前	変 更 後
4 月		
6 月		
8 月		
10 月		31000
12 月		31000
2 月		31000

通知2枚目上段右側と、令和7年度国民健康保険税納税通知書兼変更通知書をご覧ください。

令和7年10月から年金天引きが始まる方について

令和7年10月から新たに国民健康保険税を年金天引きでご納付いただく方については、令和7年度国民健康保険税の年税額のうち、1～3期は普通徴収（納付書払いまたは口座振替）でご納付いただきます。

※ 1期（納期限7月31日）2期（納期限9月1日）
3期（納期限9月30日）

普通徴収分については、別途お送りしております

【令和7年度国民健康保険税納税通知書兼変更通知書】をご確認ください。

◆10月以降が年金天引きとなる場合、原則年金天引きとなりますが、特別な事情により年金天引きを中止し口座振替を希望される場合は、令和7年7月25日までに保険年金課窓口にて手続きが必要です。詳しくは下記担当までお問い合わせください。なお、年金天引きを口座振替に変更した場合でも、お支払いいただく年間保険税額は変わりません。